那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和８年　４月　１日
最終更新年月日	令和　年　月　日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	健康福祉課　健康増進グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	けんしん予約システム（AITEL）ファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	２０歳以上の市民おける集団健診の予約管理を行うため	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5受診状況情報、6電話番号	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	那須烏山市に住所がある方の情報並びに集団健診、個別健診、ドックの受診状況等	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	本人からの申請、住民基本台帳システム	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	□　有　　■　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	□　有　　■　無	
8	開示請求等を受理する 担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）健康福祉課　健康増進グループ （所在地）那須烏山市田野倉８５－１ （名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	■　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号 電算処理ファイルに付随する マニュアル処理ファイル ■　有　　□　無 政令第21条第７項	□　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
11	備　考	８．開示請求等の受理について、がん検診等においては健康福祉(健康増進G)が対応し、特定健康診査及び後期高齢者健康診査は市民課（国保医療G）が対応する。	

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。

・本市では、条例要配慮個人情報はありません。

・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。

・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。